別紙

覚書

一、矢崎毛糸工場従業員ト矢崎毛糸合資会社トノ間ニ於ケル労働争議ハ左記條件ニヨリ妥当円満解決スルニ当リテ解決書三通ヲ作成シ各自一通宛保管所持スルモノトス

二、解決条件中手当トシテ日給ノ八割ノ金額ハ文給スルモノトス
但シ八月廿七日ヨリ九月八日迄ノ間ハ九月分賃金賃銀ト共ニ之部日文給スルコト

三、従来ノ慣行ニ則リ賞与類スルコトヲ会社ハ承認ス　但シ九月九日ヨリ実施

四、会社ハ争議費用トシテ金五百円ヲ文給スルコトヲ承認ス

五、今後従業員ハ会社ニ向ヒテ前記解決以上ノ要求セザルコト

六、従業員ニ於テ怠慢ノ行動ハ決シテセザルコト若シ不穏ノ行動アル場合ハ従業員ノ直退ハ会社ニ一任ノ事

七、今後絶対ニ争議等不穏ノ行動ニ出デザルコト

八、従業員ハ全部ノ代表トシテ五名ヲ選定シ事ニ協印シ而調停者双方立会協印シ爾ニ円満解決致ス

右ノ通リ條項承認ス

昭和六年九月七日

矢崎毛糸合資会社
代表者代理　伊東三郎
従業員代表　田辺留吉
〃　　柏木常七
〃　　田中敏夫
〃　　奥村正夫
〃　　鈴木伊芳
〃　　栗林四郎一
全日労動組合同盟
代表　高橋二夫
調停者　社会局　久三郎

6.9.9
2978

昭和六年九月一日

内務大臣　安達謙蔵殿
社会局長官　殿

長谷川鑄物工場労働争議ニ関スル件（報告）

要旨　職工四十三名ノ工場ハ名ノ職工ヲ整理解雇セルカ之ヲ不服トシ同盟会員労働組合ノ応援ヲ乗求シ争議ニ入ル

標記工場ニ争議発生セルヲ其ノ状況左記ノ通リ

記

一、発生ノ所　京橋区月島町八ノ一一

一、事業主側

第三八九〇号
昭和六年九月一日
警視総監　高橋守雄
発生ハ二八解決
従業員数　四三
争議参加者　八
関係労働組合　全日労